

平成20年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成20年6月19日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成20年6月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第7号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第7号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(23名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（１名）

14番 松井 岑雄君

欠 員（２名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	吉岡 信二君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	岡村 春雄君	産業建設部長	斉藤 正明君
健康福祉部長	椎木 千明君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	末永 健寿君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長	河村 常和君
総務課長	中野 守雄君	財政課長	奈良元正昭君

午前 9 時 30 分開議

議長（新山 玄雄君） 13日の本会議に引き続き、御苦労さまでございます。松井岑雄議員から、欠席の通告を受けております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程に入る前に、13日の本会議終了後開催されました議会運営委員会について、荒川議会運営委員長から、その内容の報告の申し出がありますので、報告を許します。荒川委員長。

議会運営委員長（荒川 政義君） 本定例会初日に開催されました、議員全員協議会において、大島病院建設に関して、橘病院加藤廉氏のブログ記事の中で、議員の方から聞いた話として次の2点が問題となりました。1点目は、町議会で町の議案に反対に回るのは勇気が要る。反対に回

った議員は、あとで町の仕事をもらえないなどの嫌がらせを受けるからだそうだ。2点目、もともと新大島病院の入札はことしの12月といわれたのに、9月、7月とどんどん前倒しされ、設計の業者は大変だったそうだ。現町長の任期中にどうしても入札を行わなければいけない理由でもあったのだろうか。

この2点の記事について、議会運営委員会において、中本博明議員の発言ではないかとの指摘を受け調査するということになりました。当日、本会議終了後直ちに議会運営委員会を開催し、中本議員本人より、発言の有無に関し確認をいたしました。

中本議員は、1の部分については私は発言をしていない。2の部分について、加藤先生のつけ加えもあるが、新大島病院の入札は、ことしの12月といわれていたこと、9月、7月とどんどん前倒しされたという部分については発言したとの回答がありました。

中本議員より、自分が発言した部分については、議員各位に迷惑をかけることになった。申しわけがないという謝罪を受けました。また、他の委員より、1の部分について加藤先生に確認をとるべきとの意見。もう一方、両者からとって水掛け論になるという意見もございましたが、議会運営委員会として、中本議員に対し、発言誤りの部分はただし、本人からはその点について謝罪を受けたいし、全会一致で了承をいたしました。

なお、議会運営委員会では、議員の発言がもたらす周囲への影響等々、その重みについて、再認識するとともに、議員個々が責任を持つべきだということを感じたことを申し添え、報告とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 以上で報告を終わります。

中本議員には、発言には気をつけていただきたいと存じます。

議員の発言によって、町政が混乱することがあります。我々議員一同も、その発言には気をつけてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が7名でありますので、通告順に通告を許します。まず、7番、杉山藤雄議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） おはようございます。7番、杉山藤雄でございます。中本富夫町長の任期満了に伴う進退について、お伺いをいたします。

ちまたでは、中本町長の今期限り勇退のうわさが広がっております。既に、次期町長を目指して立候補をしておられる方もあり、町民の次期町長選に対する関心は、日ごとに高まりつつあります。町民の代表である我々議員には、公式の場である議会において、町長の口から進退の話はまだ伺っておりません。うわさが先行し、町長に進退を伺うことには気負いし、やや遅きにな

った感じもしますが、この議会の場において、任期満了に伴う進退の意思をぜひお聞かせいただきたく質問をいたしました。

中本町長におかれては、合併前の旧橋町時代の昭和38年に町会議員に初当選されて以来、7期連続当選され、その間、長きにわたり議長などを務め、議会運営にリーダーシップを発揮してこられました。その後、平成3年、橋町長に就任され、町民の暮らしの安全、安心のために防災無線の整備、都市と地方の格差を図るべく下水道の整備にも取り組まれました。竜崎温泉は、住民の健康をつくるのみならず、年間10万人の観光客を誘致できる施設として成功もしております。この間、大島郡町長会長、山口県町長会長として、地方自治の振興発展に多大なる御貢献をしたことは、衆目の認めるところであります。

また、平成14年から、大島郡合併協議会の会長として、周防大島町の誕生の推進役として大役をこなしてこられました。合併後の初代町長選挙には、町民の多くの皆さんから推され、見事無投票当選をされました。しかしながら、合併直後、三位一体改革の影響で新町の財政が立ち行かないのではと不安もありましたが、経験豊富な中本町長におかれましては、財政の健全化を第一に進めながら、旧町からの多くの引き継ぎ事業に加え、町内全域への防災無線の整備、さらには中学校の統合などを決定して進めてこられました。

合併4年目、ここに来てようやく合併の効果も出始め、周防大島町の財政も好転しつつあると感じております。秋には、町長さんの任期が満了するわけであります。日本一の御高齢で元気な町長となられたことでもあり、大変残念であります。私はその御勇退の意思を尊重しなければならぬかとも感じておるところであります。今後の進退についてお聞かせをいただきたいと思っております。ひとつよろしく願いいたします。（「要は勇退勧告だね」と呼ぶ者あり）（笑声）
議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、杉山議員さんの方から私の進退についての御質問でございますので、お答えをいたしますが、お言葉の中で大変過分なお褒めの言葉もあったわけでございまして、いささか面映ゆい感じがしております。

仰せのとおり、私は平成16年10月1日に、この周防大島町の町長に就任をいたしました。早いもので4年目を迎えたわけでございます。その間、議員の皆様方を初めまして、多くの町民の皆さん方の御支持、御声援を得まして、大変こう楽しみながらと申しましては御幣がありますが、この周防大島町は、立派に前進できるように努力をしたつもりでございます。議員の皆様方に大変お世話になったわけでございまして、ここで厚く御礼を申し上げます。

就任後、合併協議会から与えられました、まあ52ありましたけれども、合併協定項目というのがあったんですが、これの実現を尽くすと同時に、それから旧町からの継続事業でありました大島町の斎場の建設、旧東和町からは、御存じの庁舎の建設並びに星野記念館、それから4町か

らは一般廃棄物の処分場、リサイクルセンターというような大きな事業を受け継いだわけですが、これも議会の皆さん方の大変な御支援によりまして、滞りなく完了することができました。

今、杉山議員さんの方からお話がありましたが、最大の課題は、何といたしましてもやはり周防大島町の健全財政であったろうと思います。これをいかにして健全化するというところでございまして、これにはいささか努力をいたしましたし、また町民の皆様方にも痛みを分かち合っていた結果、明るいこう灯が見えるようになってまいりました。こういたしまして、今議会の冒頭にも行政報告で申し上げましたけれども、19年度の決算におきましては、明るい方向性が議会の方にも御提案できるのではないかと、御報告ができるのではないかとというふうに思っております。

こうして私に与えられました仕事といいますが、責務というものは、私はこれで一応果たされたなというふうに思っております。したがって、この際、ええ区切りでございますので退任をしたいというふうに腹に決めておるわけでございます。

そして、いよいよこれからが新政と申しますか、周防大島町のスタートの時であるというふうに思っているわけでございます。さらにまた、これからがいよいよ合併の効果が出てくるなというふうに思っているわけでございます。したがって、私も退任いたしますけれども、私の後任には、私は私といたしましては、せっかく軌道に乗りつつあるこの財政の健全化を、これを外さないような財政に明るい氏が、そしてまた、この周防大島町をどこにも負けないような町づくりをしていただけるような有能な氏を、皆さん方に選んでいただきたいというふうに思っているわけでございます。

大変長い間、皆さん方に御支持、御声援を得ましてきょうがあるわけでございますが、私も大変こう皆さん方とこうして御指導をいただいたことを大変誇りに思っておりますし、終生忘れない感激として胸にとどめておきたいというふうに思っております。どうぞ議員さんの皆様方におきましては、どうぞますます御健勝、御多幸、そしてまた御活躍をされますように御祈念申し上げ、最後のごあいさつにかえさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。（「まだまだある」と呼ぶ者あり）（笑声）（拍手）

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 唐突にして御無礼な質問に対して、懇切丁寧なる答弁をいただきましてありがとうございました。今期限りで勇退されるお考えであると理解させていただきます。

これからの周防大島町は、人口の減少、高齢者の増加、基幹産業の衰退など難しい課題が山積しております。町勢発展のため、これからも御指導を賜りますようお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で杉山議員の質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、21番、平川敏郎議員。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 改めましておはようございます。21番、平川です。通告をさせていただきます。2点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、大島環状線に結ぶ町道の整備についてであります。

ここ数年、自然の人間への反抗だと思われるような自然災害が各地で発生し、多大な被害を受けております。つい最近では、中国四川大震災、またこの6月14日には、岩手・宮城内陸地震による被害は、自然災害の恐ろしさがどんなものを改めて痛感させられたと思います。起こってはならないことではあります、巨大な自然災害が発生すると、建物の崩壊、道路の寸断、水道配水管破裂等が起こりライフラインの確保が困難となります。

久賀地域には、大規模農道 現在は町道でございますが、最後まで大規模農道と言わせていただきますが、その大規模農道と国道437号線を結ぶ主道路上田ヶ丘線がございますが、先ほど申し上げたことを十分踏まえて、この道路整備が大いに必要だと考えます。また、本道路の漏水防止について、今年度要望書が本町に提出されているとお聞きいたしました、あわせて質問させていただきます。

2点目でございますが、河川改修について質問させていただきます。

久賀地域には、宮崎川、津原川の2級河川があります。宮崎川は、特に護岸の根固めのために、山田地区には河川敷に石張りを途中まで施工されております。近年の大雨等で山田下地区の河川は上流から土が流出し、これが堆積をされており、草木が生い茂っております。

また、津原川は、特に上流では、時期によってはアシ等が高く伸び、これから梅雨、台風襲来の季節となりますが、以前は大島土木の方で定期的に河川改修を行っていたと思いますが、最近目立って行っていないように思われます。先ほど申し上げました梅雨、台風襲来の季節ということで、今後、県土木への要望等はどのように行っていくのか。

以上、2点について、質問をさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、平川議員さんの2点につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず1点の上田ヶ丘の件でございますが、上田ヶ丘地域の町道上田線、及びその路線につながっております追原・畑線の整備と思われませんが、道路が建設されてから20年を経過をしておるわけございまして、その間、多少の損傷の箇所も出てきておるのが現状ではあります。

上田線は、幹線と幹線を結ぶ重要な町道でありますとともに、道路の両側は立地条件の大変こ

うい柑橘の園地があります。利用関係者及び町にとりましても大切ないい道路だというふうに認識をしているわけでございます。特に大規模災害時におきましては、他地域との連絡道の役割もする大変こう大切な町道でありますので、通行に支障のある箇所につきましては、早急に対処したいと考えております。

また、道路に附帯をした農業用の水路におきましては、老朽箇所の改善要望が地元の方からも提出をされておるわけでございます。漏水防止につきましては、その原因が町道を横断している暗渠用の水路と考えられますので、県に補助事業の要望を行いまして、横断用水路の全面的な改修を早急に行いたいと考えております。

ほかの町道の側溝と用水路を兼ねた箇所につきましては、産業建設部と久賀の総合支所等で連携をして進めていきたいと考えております。

次に、宮崎川と津原川の河川改修についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、両河川とも2級河川でございます。砂防の河川でもあるわけでございますので、県、いわゆる柳井土木建築事務所でございますが、その方に改修や維持管理をしていただいております。

護岸は、コンクリート及び石積みで保護されておりますが、川底はアシや雑草が茂っております。十分な川の断面積を確保していない箇所が年々ふえていく状態でありますので、毎年、県に現地を視察をしてもらいまして、草木の伐採等や土砂の取り除きを依頼をいたしまして、護岸が決壊している箇所があれば災害復旧で対応していただくよう、その都度要望を行っております。

今年度につきましては、部分的な区域ではありますが、宮崎川は草木の伐採、津原川は護岸の工事を行う計画でもあります。引き続きまして、床張改修の地元要望は行うとともに、地域住民の清掃活動にもこたえていきたいというふうに考えております。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 平川議員、いいですか。

議員（21番 平川 敏郎君） いやあります。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） ちょっととめてもらおうと困るんですが。済みません。

もし、大島環状線が寸断されるような場所が発生した場合、この上田ヶ丘線は、御存じのように、大規模農道より安下庄、日前にもつながっており、嵩山久賀港線とともに南北に縦断できる緊急時に有効に利用できる道路だと思います。しかしながら、嵩山久賀港線にしても、県土木も前ほど道路整備がなされていないと思います。だからこそ、この上田ヶ丘線の道路整備が早急に必要だと思います。

先ほども答弁にありましたが、この道路は、旧久賀町時代の昭和30年代から昭和40年代に

かけて道路整備がなされ、御存じのように、この地域は一等農地とされております。この道路も老朽化が進み、特に両側の水路等の漏水が早くから進み、道路の陥没、また一等農地への漏水により湿地となり、農作物への大きな影響をも及ぼしております。この点について、本町への地域住民からの要望が今年度も提出されておりますが、切実な農家の思いからだと思うわけでございまして、一刻も早く実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

暗渠水路については、県に事業要望を行うということではございましたが、予算計上になるまでは大変だと思いますが、その辺がいつ時期というのは無理かもわかりませんが、どのような感じになるのか、御答弁をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 齊藤産業建設部長。

産業建設部長（齊藤 正明君） 平川議員さんの質問にお答えいたします。

御質問の町道は、久賀地区においては重要な幹線というふうに認識しております。ましてや両側の農地は優良農地でありますし、耕作道にしても大切な道路ということで認識をしております。漏水の原因と思われる暗渠用水路部分については、全面的な改修が必要というふうに調査をして認識をしております。

先ほど町長の答弁にもありましたように、県の補助事業を要望したいというふうに、時期的なことということでございますが、できるだけ早急に要望していきたいというふうに考えております。

なお、他の部分でございますが、久賀総合支所で既に対応している部分ということも聞いておりますし、産業建設部と久賀総合支所において連携をとりまして、進めていきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 道路の方はお願いでございますが、今後、大規模農道から安下庄、日前への町道もあわせて整備をお願いしたいとお願いいたします。

次に、河川改修であります。宮崎川、津原川ともに、この近年の大雨により、先ほどくどいようですが、土砂が流出し堆積し、その部分のアシというのが、本当いつぞやの雨のときにそのアシのおかげで、先と同僚議員とその現地を見たんですが、もう30センチ足るか足りないくらい水位がオーバーして、わあこれはらんするのではないかということの写真も撮っております。その辺のところは、地域の方が一生懸命やられておるんですが、この本町も高齢化の進む中でございます。ほとんどが不可能になってきているのが現状であります。県土木もこういったことにも、各地区のどの河川が今改修が必要であるかということを考えながら取り組まれているのは理解しております。

先ほどの答弁ですが、ありがたいことに工事を今回行う計画があるということでございました

と思うんですが、そうすると、今年度予算計上がこの河川改修にはついているというように理解しました。宮崎川の上流には、まだ河川の砂防堰堤ですか、砂防堰堤が上流にあります。これも土がオーバーになるぐらいたまっておりますので、その辺のところのしゅんせつは、いつぞやはもう何年に1回かぐらいにやっておられたと思うんですが、それもやっておりません。その辺のところは、一番私ども久賀地域ちゅうわけじゃないんですが、危惧しているところでございます。

本町も新町となって新しい地域防災計画も策定されております。今以上に本町と県土木が蜜に連携をとって、この台風とか大雨等の万全なる対策をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、平川議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、9番、田村三郎議員。田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。1点のみ質問いたします。

小・中学校の耐震補強について、お尋ねいたします。

本年5月12日、中国の四川省において、マグニチュード8.0という大地震が発生し、6万人以上の尊い命が亡くなっております。その中で、小・中学校の校舎が倒壊し、学生数千人が亡くなるという本当に痛ましい大地震でありました。当周防大島町としても、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されておりますので、いつこのような大地震が発生してもおかしくありません。

また、先ほど同僚議員が言っておりましたように、国内でも6月14日、岩手・宮城内陸地震が発生し、数多くの死傷者、負傷者が出ております。いまだに行方不明の方も11名おられると聞いて心を痛めている次第です。

そこで、子供たちは、周防大島町の宝であることは、今まで再々述べてきていますが、万一大地震によって子供たちが亡くなるような事態になれば、周防大島町の未来というものはありません。

つい先だって、文部科学省の発表によりますと、全国で耐震補強ができていない小・中学校は4割近くあると、こういうような発表もありました。周防大島町の小・中学校でいまだ耐震補強ができていない学校はどのぐらいあるのかと、そしてまた耐震補強ができていない学校については、今後どのように対応していくのかについて、質問をいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 田村議員さんの御質問にお答えいたします。

先月、中国の四川省で発生した四川大地震は、死者、行方不明者合わせて約9万人という未曾有の大災害であり、復旧には相当な時間と莫大な労力が必要であろうと言われております。

また、今月14日の朝に東北地方を襲った岩手・宮城内陸地震では、多数の死傷者、行方不明者が出ており、被害は時間が経つにつれ拡大する様相も呈している状況であります。被災に遭われた方々に対して、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

さて、御質問のとおり、全国の公立学校施設の平成19年4月現在の耐震化改修推進状況は58.6%で、4割以上の施設が建物に不安があるとされております。学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習生活の場であることや、地域住民にとって災害発生時には避難場所としての役割も果たすことから、安全で安心な環境を確保することが重要であると認識しております。

そこで、平成15年度から17年度にかけて、昭和56年以前の旧建築基準法により建築された学校施設、小学校7校13棟、中学校6校11棟の第1次耐震診断を実施いたしました。その結果、早急に第2次耐震診断と耐震補強設計が必要と診断された学校は、小学校については6校9棟、中学校においても6校9棟となっております。そのすべての施設に対策を施すには多額の経費と期間を必要といたしますことから、平成19年7月に周防大島町学校施設耐震化推進計画を策定いたしました。

中学校は、統合方針に基づき、統合後の5校のうち大島中学校、安下庄中学校の校舎は耐震性が確保されており、残りの中学校の整備計画としては、耐震1次診断とコンクリート圧縮強度試験において、最も低い数値を示し、耐震補強が困難な状況である東和中学校の改築工事に着手しているところであります。

小学校においては、耐震性が確保されている蒲野中学校の廃校後の転用として、現在の三蒲小学校を移転する計画としており、小学校の統合方針が決定次第、耐震第1次診断結果を踏まえながら、耐震第2次診断や補強設計などを行い、文部科学省の補助金を有効に活用し、安心・安全な学校づくりを推進するために、将来的に中核校となる学校を主体に耐震補強、改築等を行い、耐震化の優先性や耐震化手法及び整備基準等を含めた全体整備を計画的、効率的に推進してまいりたいと考えております。

なお、学校施設の耐震化にかかわる国の緊急措置を大幅に拡大することを内容とした「地震防災対策特別措置法改正法」が6月11日に成立し、このほど文部科学省から改正内容について通知があったばかりであり、今後は県や国との連携を密にして、この対応についても早急に検討していきたいと考えているところであります。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） ただいま説明を受けましたように、改正「地震防災対策特別措置法」、これが6月11日に政府で決定されて、町の負担は今まで「2分の1」から今度は「3分の2」、これまで引き上げられたということは、この中国新聞でも大きく取り上げられて私も読

んだばかりです。これは17日の新聞に大きく出ていました。

それで、この岩手・宮城の大地震を見て、当時のどこだったかな、栗原市に東北工業大学の田中教授が視察に行っているわけなんですよ。それで、古い校舎でも耐震補強がしっかりなされているところは一切被害はなかったというような記事にもなっております。ですから、できるだけ早く耐震補強をしてもらいたいと思います。先ほど小・中学校で6校、12校あるというようなことですので、できるだけ早く対応してもらいたいと。

それと、昨日のこれもまた中国新聞なんですけど、岩国の市議会のことがちょっと出てまして、小・中学校に耐震化、前倒しして予算をあれ9月の定例会で計上していくというような新聞記事も出ておりますので、当町としてもそうして前倒ししてやるような計画が今からあるのかどうか。その一点お尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 今回の特別措置法、議員さんが言われたように、「2分の1」から「3分の2」にかさ上げされるという状況でございますが、まだ具体的にそれに対する政令なり省令等がまだ出てきておりません。で、それをじっくり検討していきたいと思いますが、当然のことながら、町の財政支出も幾らか伴うわけでございますので、町の財政の中で許される範囲であれば、可能な限り前倒しというような形での取り組みは可能だと思っておりますが、この辺も十分検討していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） まあ厳しい財政状況ということはよく認識しております。でも今ありましたように、できるだけ前倒しをして、早急に耐震補強、これをやってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、田村議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、8番、神岡光人議員。神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 町職員の町外からの通勤者の実態について、お伺いいたします。

ほとんどの自治体が、少子高齢化に過疎化と人口の減少を余儀なくされておる現状の中、いかにして人口減を食い止め増加させるか、あらゆる角度から施策を考え予算をつぎ込んでいるところであります。本町でも定住促進、交流人口の増大にとさまざまな施策を展開され、職員一丸となって頑張っておられることに敬意を表するところであります。

しかしながら、いつも感じていること、腑に落ちないところがあります。それは、町の職員さんの中に、もともと本町へ住んでいた方が町外へ住所を移転し、そこから通勤をしている点であ

ります。理由はいろいろとあろうかと思いますが、私が危惧するところは、あの人はよくて私はいけないのかというようなことで、歯どめがかからなくなっているのではないかということであります。

ここで、3点について、お尋ねいたします。

まず1点目は、現在町の職員さんの中で、町外から通勤している職員の数、また、元は町内に住所があって町外へ移転した人の数をそれぞれお聞かせ願いたいと思います。

また2点目として、目に見えるところの数字として、この人たちの住民税や通勤手当等がどの程度の損失ということになるのか、年間の合計額で結構ですので教えてください。

3点目として、住むところは自由であります。法的に規制はできないことはわかっております。が、町当局としてお願いなり指導をしてきたのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 神岡議員さんの方から、町の職員の町外からの通勤者の実態についての御質問でございます。

本年4月1日現在で申しますと、町外からの通勤者は30人おります。全職員に対する比率といたしましては、約9%となっております。このうち、もともと町外に住所を有する職員は、半数の15人でございます。そのうち保健師等専門職の方が10人おられます。で、残りの15名は、従来は町内に住んでおりましたけれども、結婚等を機にいたしまして町外に転出をされた方々でございます。

また、この30人の通勤手当の総額といたしましては、月額でおよそ58万8,000円、1人当たりに対しますと1万9,600円になりますが、本年度の町民税の総額といたしましては約305万円となっております。

当然のことではありますけれども、町職員の町外に住居を構えることにつきましては、手当や税など金銭的なものばかりではなくて、防災対策や危機管理上におきましては、決して好ましい状況ではないと私は思っておりますけれども、何しろ議員さん仰せのとおり、法的な強制力がないわけでございます。また、配偶者の勤務や子供の教育等それぞれの理由であろうと推察をいたしておりますが、大変こう法的な強制力がないので、町としましても大変困っている状況でございます。今後におきましては、個々の事情さえ許せば、町内に居住するよう自覚を促してまいりたいと考えておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 町外から通勤している職員の数、町外へ移転した職員の数それぞれはわかりましたけど。1点目でございます。わかれば旧町単位でお聞かせ願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 職員の旧町ごとということですが、庁舎ごとということでお答えをさせていただきます。

橋で17人、これは先ほど言いました保健師等の専門職が多くございます。久賀庁舎で9人、大島庁舎で4人でございます。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） よくわかりました。1点目。

2点目の住民税通勤手当等はわかりましたけれども、職員さんの中で、町外へ出て家を建てられた方がおられるのであれば、その数と固定資産税の金額を教えてくださいませんか。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 町外へ出て家を建てた者ということですが、現在把握はできておりません。ただ、結婚ということで町内から転出した人が、先ほどもともと町外に住所を有する職員の半数の15人、この15人のうちの9人が結婚ということで町外に出ています。残りの6人が町外に出ているわけですが、このうちの6人のうちの何人かが家を建てているというのは、ちょっと現時点では資料がございません。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 3点目でございますが、町当局としてお願いなり指導なりをしてきたのかということの問いには、法的な強制力がないということであります。状況は大体わかりました。理由はそれぞれあると思いますが、目に見える数字として年間約1,000万円以上の損失ということになりますね。

冒頭でも申し上げましたが、町として他の町から大島へ住んでください、いいところですよと定住を推し進めながら、職員は町外へ住み通勤費を払い、住民税は入らない、固定資産税も入らない、おまけに防災危機管理には対応できないでは納得ができません。違和感を覚えるところがございます。

今回、こうして質問をしますのも、私のところに多くの声があるからであります。うちの子は帰りたいが職場がない。役場には橋を渡っちゃあ来る職員が余計おるが、大島へ住んでもらうて税金ぐらい払ってもらえいや。それでなかったらやめてもらうてうちの子を入れてくれんかのうと。また、ずっと前の旧町時代の役場では、役場内の職員同士が結婚したら、どっかがやめたり職場を変えさせられたりしたことも聞きます。昔は気兼ねをしていました。今はどこに住んでもいい。子供の教育のためだ、配偶者の勤務だとかいって自由に住所を変えられたら、みんなそうなりませんか。

中国の故事の「孟母三遷」の意味と、子供の教育のために柳井、岩国へ住所を職員が移すとい

うのはニュアンスが違いますよ。大島に小・中・高校全部あります。また、大島から通学して優秀な大学へたくさん入っているではありませんか。法的な処置はとれないとは思いますが、何とかいい知恵はありませんか。

私の意見としては、正当な理由なく大島へ住めないのならば、今すぐやめてもらうか、期限をつけるなどの対処をしてほしいと思います。どうですか。答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議員さんの御質問でございますが、先ほど町長が回答したとおりでございます。町外に住んでいる職員、住居を構えることにつきましても、これは憲法で保障されておりまして、議員さん仰せのとおり、御指導とかお願い、このお願いに当たる範囲でも憲法上からも問題があるかと思えます。

で、私どもといたしましては、議員さん仰せのとおり、また町民の方からの御意見も重々理解できますし、認識をしているところでございます。防災対策、また危機管理上、連絡体制からも決して好ましい状況とは思っておりません。したがって、そういう御意見がある、町民の方々の思いがあるということは、個々の職員に自覚をしていただく以外にはないのかなというふうに思っております。お願いということも、どの程度自覚を促すことになるのかということも考えてちょっと検討はしたいと思っております。きょうのこういう御意見等があるということは、何らかの方法で周知はしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） よくわかりました。ありがとうございました。

私が再三こうして、10月の選挙を前に職員さんの反発があるのも票が減るのも覚悟の上で申し上げております。（「票はねえじゃそれよりは。町外やったんじゃけ票はない」と呼ぶ者あり）（笑声）周りの者がおるじゃねえか。ばか。黙っちゃれおまえは。（笑声）私はやっぱり町を思うからであります。このように正当な理由なく町外へ住所を移すことについては、住民の声、モラルなどを踏まえ、厳しく指導すべきであると指摘して私の質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で神岡議員の質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。10時40分……。

午前10時29分休憩

午前10時40分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

一般質問を続けます。次に、16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の一般質問、大きく分けて二つの点で質問をいたします。

まず第1点目、公営企業局の業務と体質改善についてであります。

実は、この論点というのは、さきの本会議初日の全員協議会、この中で示した内容をもとに質問をしたいというふうに考えております。その点では、一つは外的要因、いわゆる鋼材の大幅引き上げ、値上がりですね。それといわゆる内的要因として2点あるという点で、実は風通しの悪さ、企業局が今抱えているいわゆる病院と企業局との風通しの悪さ、その点と。もう一点は、いわゆる大事な課題としてはその点で聞いていただきたいんですが、一つは、大島病院建設が政争の具にならないように最大限の努力を求めるという点であります。

私は、今まで大島日病院の建設については、公立病院にふさわしいという点で、島内で透明性の確保といわゆる住民説明、これをするように議会ごとに言ってきました。そして直接企業局を訪ねて、実際的には早期にせんといけんのじゃないかねということ言うてきました。

今、いわゆる大きな本来考えられんような補正額、いわゆる20億円を超える補正額ということになれば、これは議員各位とも驚いているというのが実態なんです。これをまず認識として持っていたきたいというふうに思います。

その中で、実は1点目として私が指摘したこと、いわゆるアンケートの実施やいわゆる住民説明、何で大島病院を建設しなければならないのかという説明等を繰り返し巻き返しやってきたわけですが、結局は無視してきた。私はそこにも今回の混乱の大きな原因があるというふうに考えておりますので、それに対する企業局としての謝罪、それとあわせて、いわゆるほいじゃどう政争の具にさせんために対応していくのかという点で答弁を求めたいというふうに思います。

2点目、通告している部分、大島病院の今後の動向、別紙質問書に沿って答弁を求めるという点では、既に会期中の民生常任委員会の中でいわゆる資料配布がされましたので、その点は質問しません。

3点目、公営企業局管理者と各病院の信頼・連携のあり方についてであります。

今回の事例、いわゆる病院長が企業管理者及び企業局の体質について、私見をホームページでいわゆる述べられております。その事実確認は、実はそれぞれ企業局が責任を持ってやるべきことだというふうに考えております。しかし、私が見ただけでも数字的な違いや、中身のこれはおかしいんじゃないでしょうかという話は、直接加藤院長の方へ行って実はお話をしてきたところでございます。

しかし、根本的解決は、あくまで企業局と現場医師部門との解決なくしては、いわゆるなくなるといふふうに私は考えております。その点で、企業局の方の責任で抜本的対策、それとあわせてまたみずからの処分、この点ではどのように考えているのかというのが質問の内容です。

次に、4点目、橘・東和病院の今後について、少なくとも大島病院建設にかかわる部分として

は、私は企業局自身は、いわゆる東和病院についても橋病院についても一定のいわゆる仕事があるんだから、例えば橋病院において、例えば有償診療から無償診療、また東和病院において、老人ホームとかそういうことは絶対はないというふうに考えているはずなんです。しかし、大島病院建設を対立的にとらえる、いわゆる本来なら連携を持って島民に説明していないから、住民の中では病院建設そのものを対立的にとらえている現象があるということなんです。これは事実あります。歩いてみたら。ですから、その対応についても、私は公営企業局が責任も持って病院側がやらんやいけんのじゃないかというふうに考えております。

またもう一方、国の言うまま、今たまたま後期高齢者医療制度、これがいわゆる連日マスコミに取り上げられておりますが、実は自治体病院のあり方についても、19年度の公立病院のガイドライン、この中でかなり私はいわゆる地方においては非常に運営が難しくなるような、例えばいろんな大役が発生してくるというふうに私の方は認識しております。それが出てくれば、3病院とも非常に危険な状況も私は発生するんじゃないかというふうに危惧しております。

ですからこそ、周防大島島民の皆さん方に病院建設問題を対立的にとらえるんじゃないしに、連携としてどういうふうにいわゆる将来展望を持っているんだということを明確にすることなしに、町民の皆さん方の信頼、同意、これは得られないというふうに考えております。その点で積極的な、いわゆる公営企業局としての積極的な対応、これを求めるという点であります。

次に、いろいろ見直し事案がある中で、地域支援班のいわゆる存続を求めるという点で質問をしたいというふうに思いますが。御承知のように、今は合併後、やっと地域支援班の仕事、もしくは部と支援班の役割分担、それらが今わかりかけてきた 業務上わかりかけてきたという状況なんです。私は、特に今のやり方をいわゆる残すこと、地域支援班の仕事を残すこと、これは十分に町民にとって仕事の上での存在意義は大きいというふうに考えているんです。この点で、地域支援班を残す立場でぜひとも検討していただきたいと。とかく検討といえば、なくなるのが前提になってしまうことが多いんで、残す方向での検討という答弁を求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） お答えいたします。

大島病院建設が政争の具にならないよう最大の努力を求めることについて、広田議員さんの御質問にお答えいたします。

従前から申し上げてまいりましたが、地域住民への説明会は、平成18年10月7日に第1回目の説明会を、平成19年4月24日付の中国新聞に掲載の上、同年5月8日午前10時から第2回目の説明会を開催しましたので、決して無視したとは考えておりません。しかし、このよう

な混乱を招いたことは事実であります。皆様方にはおわびを申し上げます。

なお、民生委員会や全員協議会で見直しを含め検討をいただき、案が固まり次第、町民への周知を行い、町民の意見を求めてまいりたいと考えております。

公営企業管理者と各病院の信頼・連携のあり方についてであります。病院長、施設長、学校長会議を毎年度3回程度開催し、その都度、公営企業局の運営等につきまして話し合っております。私個人としては、加藤院長も意思の疎通が欠けているとか、意見の対立もないと思っております。しかし、今回の私の不徳のいたすところで、住民の方々に不安にさせたことは大変遺憾に思っておりますので、早急に加藤院長と話し合いをしていきたいと考えております。

私自身の処遇につきましては、この大島病院移転新築工事の方向性が決まった後で、お答えをさせていただきたいと思っております。

橘・東和病院の今後についてであります。執行部、議会の共通認識として、現3病院で各地区の町民の病床を確保していくと認識しておりますので、協力し合っていく体制を町民に理解していただくよう努力したいと思っております。

公立病院ガイドラインにつきましても、過疎地の公立病院については、病院の必要性が明確であれば、今後の運営についてもいろいろ配慮がなされていると理解しております。町執行部と議会の御理解をいただきながら今後も運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、広田議員さんの地域支援班の存続につきましての御質問にお答えをいたします。

平成16年10月の合併以来、総合支所には地域支援班と、それから総合窓口班を設置をしておるわけございまして、各地区住民の利便と支援のためにいろいろな業務を行ってきたところでございます。平成17年の1月には、行革の推進のため町行政改革推進本部を立ち上げておるわけございまして、行政改革大綱等の策定や、あるいはまたその実施に取り組んでまいったところでございます。

この行革の一環といたしまして、地域支援班と総合窓口班の統合など、総合支所機能につきましての検討も重ねてきたところでございます。しかしながら、総合支所には、地域に密着をしたいろいろな提言とか、あるいは要望も多くあるわけでございます。また、地域防災の対策等の観点からいたしましても、住民に対する地域支援の役割は大きなものがあるわけでございます。

このようなことからいたしまして、当面地域支援班は存続をいたしまして、引き続き地域住民への支援を行ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。ひとつよろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、大島病院の政争の具とならないよう、最大限の努力を求めるといふ点で、私が各指摘を行ってきたが、決して無視していないよといふ答弁でありました。

中身として、先ほど企業管理者が言われたのは、いわゆる平成18年10月7日、それと平成19年4月24日の中国新聞で伝えて、5月4日にいわゆる第2回目を開いたということであります。

私が思う住民説明と、いわゆる規模的に全然違うという点をちょっと明らかにしておきたいといふふうに思います。その点では、それぞれ2回のいわゆる住民説明会、何名町民が来られたか、メモがあれば答弁をお願いしたいと。また近隣、いわゆる土地、いわゆる近隣対策での住民説明会は別個でどの程度といふことでとらえているのか、聞いておきたいといふふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 平成18年10月の地域住民への説明会ですが、これは主に大島病院、現有地の周辺の自治会の方々に、各個々に自治会長さんをお願いして、80数名の方々の各家に通知をさせていただきました。開催時には20数名の方々が来られまして、私たちの計画しております平成21年4月開院目標で、こういった建物をJRさんが撤退した土地へ建てさせていただきたいと。構造についても6階建てを計画しておるといふことを説明させていただきました。

その中で、住民の方より言われましたのは、6階建てであれば、当然今私たちのアンテナは柳井の方に向いていると、そういった対策は考えていただけないのかという御要望がありましたが、その場所では一応検討させていただきますといふことで回答をさせていただいて、1回目は終了いたしました。その後、平成13年3月に、組合議会の方に議案として提出し、その中にも一応周辺対策費として、アンテナの工事等も含めたもので議会提出したのが第1回目です。

それを受けまして、それらの状況を再度周知といふことで、こちらとしても新聞掲載等で再度の御報告会をしました。こちらには、二、三名の建設会社さんの方々が来られたんじゃないかといふ記憶はありますが、普通には、もう周辺の方は2回目には来られませんでした。そういったのが状況としてございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 各議員も思われたと思いますが、基本的に地域に新たな建物をつくる際には、当然今言われたようなきちっと地域の皆さん方の信頼を得るために、こういうものをつくりますといふ説明会は当然されたといふふうに認識しております。私が言ってきたのは、改めて言うまでもなく、何で大島病院を新たに建設しなければならないのか。これは将来に

とってこういう役割があるんですよということを住民説明会で言うなり、いわゆる入院患者や、いわゆる実際的には通院者等もアンケートをとったらどうかということを書いてきました。それなしには、新町の大島病院としては理解が得られないのではないかとという危惧から、今まで指摘してきたわけなんですよ。

その指摘が、いわゆるきちっとされておれば、私は今回のようないろんな例えば誤解に基づくいろんな動きやらなかったのではないかとというふうに思っておりますので、その点はやはり、例えば具体的に言えば今からでも遅くはないわけなんですよ。何で大島病院の建設が必要なんだということを含めて、それは後戻りの議論は決してしないでいいです。ですから、今日までの経過、そしてまた今わかる範囲での内容、これらを早急に、いわゆる現状、経過、これは少なくとも早急に、いわゆる住民の皆さん方に周知するという考え方でよろしいかどうか。この点を確認しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御質問の住民周知が不十分ではないかという部分でございます。合併に向いての話し合いの中で、従前にも申しました合併協さん等のいろんな内容で、大島病院の移転新築ということがその中にうたわれておりますのでという答弁もしましたし、その後の議会の中で、町長さんもそれぞれの困っていらっしゃいます住民の方々に何とか提供できる病床をとということで、今までも進めました。そしてその中で、今までの経過としては療養病床にも60床変わりました。そういった部分についての説明についても、今まで十分な私たち説明はしてまいりませんでした。その部分が一応大変御迷惑かけた部分だと思います。

ただ、今までの経緯について少し御理解をいただきたいのでここで発言させていただきたいのが、この大島病院につきましても、風通しの悪い公営企業局ではなく、大島病院の中の職員さんに、去年の12月、11月、12月と病床等をいろいろ検討をしていただいて、その中でいろんな配置とかいろんなものを考えていただきました。私どもは、それまで公営企業局、総務部の方が何らかそういった部分についての意見等を出したわけではなく、すべて大島病院の5階までの部分については、大島病院の職員さんに十分考えていただいたもの、そして土地等の提供と、それから資金の調達、そして議会への報告は、公営企業局総務部である私たちの責任として、議員さんの方へ報告をさせていただきましたけど、職員のいろんな苦勞とかしていただいた部分については、議会の方に御報告できていない私たちの不徳のいたすところとは思っております。

今後につきましても、先ほど管理者が申しましたように、見直し案等皆様と御協議をいただいた後に、住民に知らず方法を考え、そして意見をいただく方法も考えてやっていけたらと思っております。御協力をよろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあいろいろやっていくということですね。直接的ないわゆる企業局として、これまでの経過といわゆる必要性等については、どうやっていくかということについてはまだ十分な答弁ではなかったが、やっぱりそういう経緯、あなた方が考えるいわゆる新町建設計画でも入っておるじゃないかとか、こうこうも入っちゃるじゃないかというんでは通らない状況の中で、今の混乱があるという点をとらえちょっていただきたいというふうに思います。

それで、実際的には今の矛盾点は、外的要因も去ることながら、内的要因について若干質問しちょきたいというふうに思います。これが、実際的に議会に出てきたのが36億円で出てきました。そのうちいわゆる56億円という数字が出てきました。それで、大きな部分は実は12億円を占めるのが、玄関口のエントラス部分と、本来いわゆる基本設計のときにやっておかなければいけなかったいわゆるボーリング調査、強度調査ですね、これがいわゆる基本設計の中に、ボーリング部分は特に基本設計の中に入っていなかったと。これは、議員各位が基本的には誤解をしちょる内容じゃろうというふうに、私自身も誤解をしちゃったという点もあります。

ここで、36億円が必要であるとしてもいけなかったし、56億円がひとり歩きしてもいけないので、やっぱりその点はきちっと議会に、そしてまた住民に、この8億円について未計上じゃった、いわゆる計上できなかった理由を含めて、やっぱり私は議会の方にきちっと釈明すべきではないかというふうに思いますが、その点でどういうふうに考えるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） エントラス部分、それからボーリング工事等についての御質問ですが、エントラス部分といいますのは、こちらの方で考えておりましたのが、県道の方に向けた当初計画だったものですが、一応海がせっかくあるので、海を生かした風景のとれる外来にされてはどうかという部分の設計事務所の助言がありまして、その部分の取り入れ、また2階部分でございますので、後の協議として消防等の協議の中で十分な面積等がとれていないんじゃないかという、搬入その他でちょっと御指摘をいただいた部分、また高齢者が多い部分で、1階へタクシーへよう降りない場合の2階部分でのタクシー等、そういった患者様の送迎用の部分がうまく利用できる等のために、もう少し広げてはどうかという助言等を含めたものでございます。

2点目のボーリングにつきましては、従前私ども、それぞれの各旧町の方からの土地提供という部分で、初めに土地ありきという部分で設計に入る部分が多くございました。そういった部分で、初めに地質調査のできる土地をいただき、それを地質調査した後に、基本設計、実施設計等計画を進めてまいったわけですが、今回はJRバスさんの撤収が19年10月という時期ということがありますし、その協議の中で土地提供はできますよというお話等から、基本設計の中で

ボーリング調査が行われず、実施設計の中でボーリング調査をしたという大変不手際な状況で、私どもが始めてしまったということはおわびしなければいけない部分ではございますが、そういった状況で、JRバスさんも営業中、それからポプラさんも営業中、その他の2業者さんも営業中という中での話し合いを並行に進めながらという部分でございましたので、この部分では大変御迷惑をかけております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際今から先、いろいろ予算計上という格好で予算計上をして、公営企業局、これは公営企業局ですから、実質的には50億円の工事だろうが40億円の工事だろうが、今の条例でいけば議会議決は要らないという格好になるんじゃないかならうかと。いわゆる議決、建設に関する議決。しかし、実際的に要るのは予算であります。いわゆる予算の裏づけがない契約はだめだということなんです。

それで、私らこの二つの点で述べておきたい点は、いわゆる予算計上は少なくとも住民周知の後という大原則、この点についての企業管理者の考え方、これを聞いちょきたいというふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 1点目の件で申し上げたとおりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一応1点目で述べたという解釈として、少なくとも住民周知のあった後、いわゆる企業局の方の補正という流れというふうにとっておきます。それで間違えないですね。町長の方も確認しておきたいというふうに思っています。もう最高責任者は、企業管理者がこの分野では最高責任者になりますが、町長の方にもやっぱり今の点を確認しちょきたいというふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。中本町長。

町長（中本 富夫君） 企業ともども検討して、仰せに従うように努力をしたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ぜひ今回、いわゆる大島病院建設は多くの町民の願いであると。建てかえんやいけな老朽化したものである。そして中身は、いわゆる現在の実際的ないわゆる病院とはとてもかけ離れた実態である。これは全議員が認識しておるわけなんですよ。しかし、きちっと順序を踏み 順序というのは私が言うのはあくまで住民説明、これをきちっとしてやれば、また基本的には同意の必要性、何で島の中に3病院が要るのかと、何で必要なのか

というのは繰り返し巻き返ししていかないと、なかなか今いろんな私も歩いてみますが、実際的には大きないわゆる不安、これがあるというのも事実なんですよ。ぜひその島民の不安の解消のために全力を挙げていただきたいというふうに思います。

次に、いわゆる公営企業管理者と各病院の信頼・連携のあり方についてであります。

私もこの件では、いろいろ議員が苦勞されているというふうに私も認識しております。私自身もこの病院が後戻りしたら 議論そのものが後戻りしたらいけないという立場で接してきました。それで実際的には、議会冒頭もあったように、きょうの冒頭にあったように、非常に院長が狭いいわゆる自分の情報の中でそのまま乗せたというのも弱点もあることはあります。

しかし、きょうは一転して話し合いますということで答弁があったので、余り言ってもあれなんです。この点では公営企業法のいわゆる全部適用というのをもう一回ですね。企業管理者のいわゆる範囲、これをもう一回ちょっと内部でどういう仕事が実際あるのかと。企業局の管理者の責任というのは、例えば普通なら特別会計等でいえば、基本的には町長のいわゆる例えば労働協約にしても何にしても、町長が一定程度決めていくということに、団体交渉等を通じてですね。しかし、公営企業法の全部適用ということになれば、それはすべて企業管理者が行うわけなんです。これは、客観的にそうじゃないかというふうに思いますが、その点でそういう認識を持っておいたら、私は今回の事例は起こらないというふうに考えておるんですよ。

その点で、企業管理者として公営企業法、いわゆるそれを全部適用するといういわゆる公営企業局、この職責の重さについて若干いわゆる聞いておきたいというふうに思います。それがなければ、なかなか議論が前へ進まないという面もあります。だから、この点をまず認識としてどう思っているのか。その上でやっぱり話し合いなり、いろんな詰めが必要ではないかというふうに思いますので、それを聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 先に公営企業管理者の権限という部分でお答えさせていただきます。

人事権、こちらの本庁で町長名で予算を出していただく以外のすべての権限、人事権等すべてあるのが公営企業管理者で、公営企業法の分的で企業運営を健全に行うことが管理者の責務でございます。

考えについては後ほど。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 今、河村部長から説明がありましたように、そのような状況ではございます。人事権についても、院長等々のことについては町長さんとの話し合いもあります。そうしてそれに基づいて、私が任命権、全部をいただいております。そのことで、病院とい

うことにつきましては、なかなか私に与えられた人事権については、思い切ったそのことができないということは、医者が現在豊富であれば幾らでもやれるんですけども、そういうことができませんので、私の考え方がなかなか浸透しにくいというふうに私は思っておるわけなのでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、企業管理者からだからこうこうせえちゅうんじゃないんですよ。やっぱり重たい重責があることをまず認識して、やっぱりその重責に立って対応すること。それで、その対応する前にやっぱり重責をどのようにとらえているのかという確認、これを聞いちょきかったわけですよ。ですから、基本的には話し合いということで進んでいくというふうに思いますがね。

若干、ここで今までの答弁の中で聞いておきたいのは、部内の風通しをよくするという点では、施設長、いわゆる事務局長会議、これを3回ほど行ったという答弁があったというふうに思いますが、これはすぐにでも開いていく必要がある。いわゆる内部問題として、前회가いつ開いたかわせて早急に開くことの確認をとっちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御指摘の施設長会議、最直近が3月にございました。大体年に3回最低程度の病院長、老健の施設長、看護学校の学校長というメンバーでの会議をさせていただいております。それが直近は3月。で、その前にも2月にもいろんな看護師の4月からの配置についての検討会というのもさせていただいております。

申し添えるならば、他の部門についても、管理者が直接出向いて、技術員約50名程度いますが、これも年に1回程度の技術員さんとの交流、それから新人さんで入られた方についても、7月ごろに大体三、四十名おりますが、この方々を集めての新人教育と、それから新規に入られた方との交流ということもさせていただいて、なるべく現場に出向いているようにさせていただいていると思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあ今言ったのは、具体的にあれば、例えば今、施設長会議のことを言われたんじゃないかと思うんですが、院内に公営企業局の中に、例えば施設長だけではなしに、いわゆる事務局長、それで婦長、それを含めた会議等がやられているんじゃないかと思うんですが、そういう会議は、今言うた3回の中のどれに当たるのかとか、そのすべてに当たるのかどうかもちょっと再答弁をお願いしておきたいというふうに思いますが。

それで、今度早急にやるという点もお願いしちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 施設長会議、先ほどは各院長だけの会議が3回ということですが、院長、看護長、事務長を踏まえた施設長・事務長会議というのが別にございます。これも3回4回なりの会議は、別にまた先ほどの等はさせていただいておりますし、それからあとは、事務長だけを集めて事務的な部門だけの事務長会議も別にまた三、四回程度。不定期です。これはいろんな諸問題が起きた場合に、事務長の事務处理的に済む場合は事務長だけを集めてというのもさせていただいております。2月に行いましたのは看護師さんを集めての看護長の会議で、先に看護師さんの適正とか配置とかいう考えも踏まえ、それを集めた後に施設長を集めての配置会議ということで3月にした。

また、こういった場合の議会にあれば、議会報告等も兼ねて施設長を集める会議も別にございます。早急にという点でこれは速やかに行いたいとは思いますが、別にもう一点忘れておりましたのが、医師全員に通知して、医師全員と、それから看護長クラスと事務長を集めた合同会議も年に1回か、もしくは2回程度、これには町長さんにも来ていただいて、そういった場での話し合いというのもさせていただいております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 施設長・事務局長会議、いわゆる実際的には婦長さんを含めた会議も早急に行うという確認でよろしいかね。確認できたと思います。ぜひね。というのが、これだけインターネットのホームページというのは、いわゆる特定の範囲内での、私も使わんですが、ではなしに、日本国じゅうをどこからでも向けるという部分では非常に大きな部分があるんです。

それで、各議員さん方がそれぞれやられておるような、実際的には激励の投稿もあろうし、批判の投稿もあろうというふうには思いますが、今の状況は異常なんです。賛成であろうと反対であろうと、余りに情報の偏ったいわゆる内容でそのまま推移すると、それは大きな問題が発生してくるというのが、いろんな事件を見ても言うまでもないというふうに思いますが。実際的に大島を巻き込んで病院建設論議が後戻りしたら、私はまずいんじゃないかということでもあります。ですから早急に行っていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、東和・橘地域に対する説明についてであります。

今は、東和・橘地域に行けば、何で大島病院を新たにつくらんやいけんねちゅう声があります。現実に。それで、執行部の皆さん方は、そこまで考えていないかもわかりませんが、例えば大島病院が新築してしまえば、最初に言うたように、診療所になるんじゃないかとか、老人ホームになるんじゃないかとか、そういう不安がすごくあるわけですよ。そのことに対するいわゆる安心、説明責任、ここのところはきょうは議論の俎上に上がっていないですが、例えばきちっとした収益的収入及び支出にしても、財政状況を含めて実際的にはきちっと丁寧に説明せんと、現

実は最初に言うたように大島病院が建設されることと、実際的に東和病院付近、橘病院付近とのいわゆる対立を沈めることはできんわけなんよ。何ぼ対立的なとらえ方をしたら混乱だけよといっても、実際的にはかなりの説明責任が必要だというふうに私の方は考えております。その点でも、公営企業局は汗をかいていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが。

再度、東部病院地域、ましてや創立前から来るんが、考えてみてくれというんですよ。例えば東部病院、西方を含めて施設が全然なくなるんだと、島にとっては大変なんだと、いわゆる島先にとっては大変なんだという声が実際私の方にも届きよるんですよ。その点はやっぱりきちっと判断して、例えば大島病院を建設することと、東和・橘病院、これとは本当に関連があるとすれば、いわゆる収支の状況で説明しながら説明していくということが大事ではないかというふうに思うんですが、その丁寧な説明についての約束について、とりわけ東和病院、橘病院、今ほんまいろんな署名が出よるといので、議会にも署名が出てきたというふうに言われておりますので、ぜひ丁寧な説明、これを確認しちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 丁寧な説明という部分でございますが、従前よりこの議会等におきまして、町長さんもそれぞれの住民の方々に療養場所として提供できる病床を構えて、それぞれの地区を支えるというふうな御指導、そしてそれを守り抜くんだという御姿勢を示していただいていると思います。

私ども公営企業局もその島民の人口的な部分で、島内に今後10年に1万7,000人程度の住民になった場合を想定しても、当然1,000人に2人の医師ということであれば、34名のお医者さんが島内にいて、その方々に何らかの療養を確保していただくというのは、公立病院としての責務とっております。

また、地域的に分散しておる部分をたちまち統合ではなく、その地域でそれぞれの地区に応じた病床数を確保しながら、今後も経営を何とかしていくようにという御指示もいただいておりますので、そういった中です。この部分についての説明が今までも不十分でした。東和の地区であれば、当然100床程度今後とも人口的に見ても要りますし、橘地区につきましても南と北に分かれますけれども、それぞれの地域でそれぞれの病床は必要と思います。北側には診療所の方がいらっしゃるので、それで20床確保できておりますし、久賀地区につきましても、開業医さん、それから久賀病院さん等で病床数を確保という中であれば、当然大島地区のこの地域についても99床という病床が全く多いものではないと十分説明してまいったつもりでございますが、今後ともその周知について努力を図るようさせていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあ基本的には、きょう通告した中身について、それぞれ先日

の民生常任委員会とは違う基本的な答弁があったんで、大体質疑を終わりますが、ぜひ病院建設、本当に丁寧な説明をせんと非常に危険な状況もあるという認識に立って、住民にさっき言ったような、今部長が答弁をしたような中身、これをぜひ東和地区の東和病院を利用される皆さん、橘病院を利用される皆さん方、その地域でぜひとも説明していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、24番、尾元武議員。

議員（24番 尾元 武君） 御承知のように、先月東南アジアの一国、ミャンマーに大きなサイクロンが襲来いたしました、多くの人命を奪い、また甚大な物的損害をもたらしました。国情により判明しない部分も多々ありますが、いずれにしましても空前の被害と報道されております。

また、5月12日に発生いたしました中国四川省での大地震は、マグニチュード8.0といったとてつもないエネルギーの地震で、死者、行方不明者は9万人を超えております。かつ家屋、道路、橋、学校等々経済的・物的な被害は膨大なものと報道されております。

そんな矢先に、我が国におきまして、マグニチュード7.2という岩手・宮城内陸地震が発生いたしました。それぞれにテレビでの映像を見るところの惨状は想像を絶するものでありまして、大自然の驚異を感じざるを得ないところであります。いずれにいたしましても、一日も早い復興を願いますとともに、亡くなられた方々に哀悼の意を表し、また被害された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

近年では、平成7年1月17日早朝の阪神・淡路大震災を初め、その後も新潟・北陸で、また山陰でと大きな地震が発生いたしました。国を初めとして、また地元自治体住民の方の必死な努力で復興にめどが立ち、また生活基盤も整ってきたと聞いております。地震国・日本では、いつでもどこで、また突然地震が発生するかわからないと言われております。東南海・南海地震の防災対策推進地域の指定を受ける周防大島町も、まさに「治に居て乱を忘れず」、再度確認すべきことはないかという立場で本日の質問に至ったわけであります。

災害対策につきまして、このたびお聞きいたしますのは、台風、地震、また豪雨と異常な事象が発生した場合であります。町として計画に沿って行動されるのは当然であります。マニュアルどおりにできるかという心配はただあるのであります。普段からの職員の定期的な訓練の実施や消防、警察、住民を交えた実際的な訓練が、緊急時に最も重要と思われるところであります。どのようにお考えか、お尋ねいたします。

また、地震関係では、中国四川の大地震を教訓に、公共建築物の耐震性について伺いたいところ

ろであります。この案件につきましては、学校統合問題において重要案件として調査結果を伺っておりますが、補強工事及び改修について、今後の計画、見通しについて再確認のために伺いたいところであります。この件につきましては、同僚議員からも、先ほど質問に対して答弁をいただいております。臨機応変にお願いしたいと思っております。

また、水害関係におきましては、町内には台風襲来時に常態的に冠水する地域があります。台風による雨と高潮が重なると、床下、また床上浸水は免れず、地域の皆さんは消防団を中心に労力を注いでおります。冠水防止のために抜本的対策が必要と考えておりますが、具体的計画はないか、お伺いしたいところであります。

また同様に、危険ため池対策について現在どれくらいあるのか。また住民の安全を守るため積極的な対策を求めるところであります。その他、非常時に備え町の備蓄状況もお尋ねしたいところあります。

また、続きまして、休耕田、また荒地の対策についてお伺いするところあります。

我が国の食糧の自給率は39%であります。異常気象、または災害等が原因で食糧が不足すると、生産国の輸出の規制、また売り惜しみ等、食糧が戦略的物質となることは容易に予測できるところあります。

そこで、現在の放棄地、また荒地等再度耕作地にすることも重要と考えますが、まずは現状の耕作地をいかに維持し、また減少させない方策を真剣に検討すべきときではないかと考えるわけであります。食糧難という非常時に備え、町独自の自給自足の体制を整える方向も持ってもよいのではなからうかと思われま。町は、現状をどのようにとらえ、また今後どのように対応されようとしているところか、お聞きしたいところあります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 尾元議員さんの御質問にお答えをいたしますが、まず、災害対策でございますが、周防大島町の災害対策につきましては、平成18年3月に策定をいたしました周防大島町地域防災計画に基づきまして、風水害対策や地震・津波対策の推進を図っているところでございます。

先般、梅雨や台風シーズンを前にいたしまして、庁内会議を開催をしたわけでございます。大雨洪水警報発令時、また地震発生時の職員の配置体制の再確認を行ったところでございます。また、各総合支所単位で設置をする現地災害対策本部の職員体制につきましても、再度確認を行いまして、全職員に対しまして、災害対策マニュアル等の周知徹底を図ったところでございます。

6月3日には、大島商船の御協力によりまして、昨年に引き続きまして、町の消防団幹部12名と、町職員とで有人離島を中心にいたしまして、町内の災害危険箇所の調査点検を行ったところでございまして、いわゆる商船の「すばる号」によりまして、船上視察をしたわけござ

います。そうしたことで、災害に強い町づくりのための共通認識を図ったところでございます。

また、6月初旬には、各総合支所や関係課の職員で、特に大雨洪水時に危険と考えられます急傾斜地、危険ため池等の町内危険箇所のパトロールを実施をいたしております。今後の対応等を検討したところでございます。

次に、平成17年度に山口県総合防災訓練を周防大島町で実施をした経緯を踏まえまして、自治会防災訓練補助金を創設をいたしまして、地域主体の防災訓練の指導を実施をいたしました。昨年度までに6地域が本制度を活用した訓練を行っております。また町の消防団におきましては、毎年夏季訓練といたしまして、放水訓練はもちろんのことでございますが、地域住民を取り込んだ避難訓練を年次計画的に実施をしているわけでございます。

また、なお本年度につきましては、国民保護法の観点から、山口県防災危機管理課、周防大島町、柳井広域消防本部、大島警察署が連携をした図上訓練を9月に予定をしております。非常時の住民避難の要領を検討することにしておるわけでございます。

また、本年11月に竣工予定であります山口県の大島防災センター、地震・津波の仕組みを学べる模型展示など、防災教育、啓発用の体験型教育施設を備え、今後地域住民はもちろんのこと、山口県民の防災体験施設といたしまして、また災害発生時の拠点といたしまして、その活用が大いに期待をされておるところでございます。

2番目につきましては、教育長の方から御答弁をさせていただきますが、3番目につきましては、台風による雨と高潮が重なった場合、冠水地域の対策といたしましては、現在、河川管理の水門ポンプ、陸閘、港湾管理の樋門、排水機場、陸閘及び農林管理の排水機場で対応をしているわけでございます。

場所及び箇所の内訳を申しますと、大島地区は陸閘が120カ所、水門、いわゆる樋門でございますが、これが18カ所、排水機場が11カ所、久賀地区は陸閘が44カ所、水門が11カ所、排水機場が3カ所、橘地区におきましては、陸閘が90カ所、水門が1カ所、排水機場が5カ所、東和地区は陸閘が67カ所、水門が8カ所、排水機場が4カ所の合計382カ所になっております。

近年の異常気象によりまして、豪雨や地球温暖化による潮位の上昇など、想像を超える現象が世界各地に発生をしておるわけでございます。冠水常襲の地区の抜本的対策はなかなか困難と思われましても、地区ごとの冠水常襲地域は把握をしておるわけでございますので、抜本対策が可能かどうか、関係機関との調整を図っていきたいと考えております。

それから、危険ため池の質問でございますが、本町の危険ため池は、現在12カ所ありますが、ため池の決壊等による災害を未然に防止するためには、毎年梅雨前や必要に応じて危険ため池のパトロールを実施をしておるわけでございます。

本年度におきましては、5月に県と農林課で、6月には総務課と建設課、農林課の3課やため池管理者と情報の共有化をしたところでございます。今後におきましても住民の安全、安心のためにも定期的に関係機関と調整を図りながら、巡回、あるいはまた点検をしていきたいと考えております。

それから、災害対策の備蓄についての御質問でございますが、非常時の周防大島町の備蓄状況であります。今年度、防災要因といたしまして、簡易トイレ袋の購入や、また避難所用毛布、ブルーシート、土のう袋等については、従来どおり総合支所に備えてあるわけでございます。

なお、災害時の食料の確保であります。山口県や近隣の市町との連携による調達供給体制の整備を図りまして、また民間企業との応援協定を今後検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

最後の休耕田、荒地の対策についてでございますが、近年の農業情勢につきましては、少子高齢化、あるいはまた生産物の価格低迷等によりまして、耕作面積は減少しておるわけでございます。国におきましても危機感を持っておるようございまして、平成20年度から3カ年で耕作放棄地対策といたしまして、1年以上放棄をされた農地の調査が予定されております。復旧可能農地につきましては、農地復元を目指すものでございます。

本町における対応策といたしましては、平成18年度に担い手支援センターを設立をしております。農地の流動化を進めております。設立以降に貸し手が58件、借り手が51件、6.3ヘクタールになりますが、の農地を新たな耕作者へ引き継いでおります。まだ担い手を確保するために、営農塾とか、あるいはまた帰農塾を開講しておりますが、平成20年度末では、累計で営農塾が273人、帰農塾が102人が勉強をされて修了することになっております。この2年間の農地の流動化を見てもみますときに、約70%がこの塾の修了者で占められておるわけでございます。

担い手の減少、高齢化に対しましては、多様な担い手確保として、みかんサポータークラブを支援をしております。平成16年度から、みかん収穫等の農作業に携わってきておりまして、サポーターは年々増加をしている状況でございます。平成19年度では、受け入れ農家が57戸に対しましてサポーターが111人、延べ日数にいたしますと1,249日と大幅に増加をしているわけでございます。今では周防大島町の農業に欠くことのできない労働力となっております。

御質問の食糧難に備えた町独自の自給自足体制につきましては、農産物の買い入れや保管・価格保証など大きな課題が立ちだかっているわけでございます。単独での整備は困難と思われるので、国や県による危機管理としての取り組みを期待をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 田村議員への答弁と重なる部分もあるわけですが、時間を少しいただきたいと思います。

中国四川省や岩手・宮城内陸地震の報道に接するたびに、地震被害防止対策の必要性を強く感じております。具体的には、小・中学校の校舎、屋内運動場等の倒壊対策を施すことであります。県としては、今回の中国や岩手・宮城内陸地震等もあり、2次診断、あるいは耐震補強工事の計画を立てることを強く求めています。

本町での昭和56年度以前の建物は、程度の差はありますが、建築基準法の改正により、多くの建物の2次診断の実施、あるいは耐震補強工事を施さなければならない現状にあります。

教育委員会では、小学校の耐震対策については、一つは学校統合の検討と並行した耐震対策、いま一つには、将来確実に残るであろう小学校からの耐震対策を進めることが、多くの小・中学校を抱える本町の現実的選択であろうと考えております。

中学校では、来年度4月の統合により、いずれも耐震診断等で課題があった沖浦中学校、日良居中学校、油田中学校の耐震問題は解決するわけであります。また、東和中学校は、皆様の御理解により改築させていただくことになり、平成22年度には、堅牢な校舎に生まれ変わる予定でございます。

久賀中学校と情島中学校校舎、大島中学校屋体の2次診断を行えば、中学校については補強工事の見通しが立つだろうと思っております。

中学校の統合が進んだことで、三蒲小学校を堅牢な蒲野中学校に移すことで耐震への準備を平成21年度から取りかかりたいと思っております。

県からも耐震補強の工事や2次診断の計画を立てるように指導をいただいております。保護者や地域の理解を得ながら、統合を進める中で本町全体の耐震補強計画を推進していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） まず1点ですが、訓練につきましては、9月度に予定をされておると。11月竣工の防災センター等ができてから、またそういった啓発等体験型の建物として、また大きく防災の拠点としてやっていかれるということではありますが、そういった中で、このたびも防災無線の整備も着々と整っております。

たしか合併して1年目だったのでしょうか。先ほどもありましたように、県の方からの防災訓練がたしか周防大島町で行われました。私もよく覚えております。ただ、大雨でから、本当に内容的には非常によかったんですが、住民の参加率といいますか、どうしても天候に危ぶまれた中、もう少し多くの方の参加が望めたらよりよかったです。ではなかったかなというような記憶をいたしております。

そういった中で、このたびは、また町全体に新たに防災無線が引かれ、またそういった設備を利用しての緊急時にはこういった形での対応という部分を、また皆さんとともに訓練し、避難時に備えるという方向も必要じゃないかなということも感じております。

また、やっぱり緊急時に大事なのが土のうであります。この土のうというのがそれぞれに常備しておるんですが、1年置くと風化して使えない土のうになっておるんですね。で、これをいざ緊急時にあるからといって使って運ぼうと思えばすべて崩れてしまいます。こういった現状をそれぞれの地域の確保してある土のうをそれぞれに見ていただければわかるわけですが、それぞれの消防団の分団の方に土のう袋は必要以上と思われるぐらいやはり置いとっていただきたい。これは、緊急時に必ずや役立つ運びになると思います。何かある意味、大きな落とし穴ではないかなと感じておるわけであります。

でまた、地震に関して、今教育長の方から、克明にこれから使われるであろう施設、また統合される場所を基本に耐震の方を進めておるということで、やはりこの辺には町の財政の中、万全の方向で計画は進んでおると認識いたしております。どうぞこれからも四川の地震が大きな教訓でもありますし、町民の皆さんからも学校の施設というものが、また避難場所としてのハザードマップにもしっかり掲載されている学校等の建物でありますので、補強、改築の方もよろしくお願ひしたいと思うわけであります。

で、水害に関しまして、大島郡内に先ほどいろいろと排水機場から樋門、また陸閘等を、箇所数は説明いただいたところではありますが、本当に今の水害というのは、異常気象の中に想像を絶する形の集中豪雨というのが発生するわけであります。

で、私は、小松地区の話は、旧大島町のときからもよく一般質問等でさせていただいたことがあります。今は郡全体でも至るところにあるわけではありますが、一例といたしまして、本当に満潮時とそういった集中豪雨が時間的に同一時刻になったときには、もうどうしようもない、時間をただ待つばかりというのが現状であります。そういった中で、旧大島町は排水機場は11カ所という説明もありましたけど、やはりそういった確かに開作地区とか、しっかりした排水機場で住民の皆さんは、その排水機場があるからということで、ある意味水害に対しては安心できるというふうな状況にあります。

そういった形で、これからもなかなか水門等の取りかえという部分は、これは予算的なこともいろいろあるとは思いますが、被害が出る前にしっかりとまた状況を踏まえ、排水機場、この設置に向けて検討していただきたいと思うわけであります。その辺、過疎計等にもちょっと伺えれば、まだ入っていないのが現状という形でお聞きいたしておりますが、その辺を優先順位的にも高いところで見据えていただきたいという思いはあるわけであります。

それと、これはため池、危険ため池について、現在12カ所でパトロール等もしっかり行って

おるといふ御説明をいただきました。そういった中で、やはりこれまた、これまでも相当数の危険ため池については、改修工事が実施されておることも私も認識いたしております。そういった中で、対応ができないのが個人のため池であります。これがやはり農業従事者の高齢化等々でついつい放置されておる。そういったものをまた個人の経費でなかなか安全な形にというのがなかなか難しい部分もあるわけですが、はたまたそれを率先して町がというのがまた難しい現状はあること十分認識いたしております。

そういったところに、例えば十分な対応ではありませんが、土のう袋とかビニールパイプとか、そういったものがある程度常時用意しておけるような、危険とパトロールしてからある程度認識されたところへ配置とかですね。そういったこれは広報等でまた個人により一層認識していただきたいというのが、まず第一段階かもしれませんが、その辺の対応というのができるかできないか、その辺のところもちょっとお伺いしてみたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 私の方から2点ほどお答えをいたします。

土のう袋の関係ですが、1年経過をして風化するということでございますが、これは、緊急時に備えてもう中詰めしているものだと思いますが、これにつきましては、各総合支所に確認をお願いしたいと思っております。

それと、土のう袋につきましては、多目に配備をしてほしいということでございます。これにつきましては、約8,500枚を用意しております。各総合支所に2,000枚から2,500枚を配備しているところでございます。

それと、低地につきましては、過疎計画に上がっていないが、優先的に整備してほしいということでございます。これにつきましては、防災ハザードマップ、御承知と思えますけれども、現在策定中でございます。平成18年度から取り組んでおりまして、平成20年の1月に、これは橋になります。2級河川、宮川の洪水ハザードマップ、それと橋・東和地区の高潮洪水ハザードマップを作成して公表しているところでございます。平成21年度中には、すべての沿岸部と対象の中小河川のハザードマップを完成させ、公表する予定にしております。

このハザードマップでございますが、リンゴ台風、1991年の台風19号でございますが、これにおきまして、最大の潮位偏差となる最も危険なコースを進んだ場合の高潮のシミュレーション結果によりまして表示されるものでございます。

過去の台風災害等によりまして、各地区の浸水状況、これはある程度は把握はしているところではございますが、この防災ハザードマップの完成によりまして、最も危険な場合を想定しての低地等の浸水想定区域等が特定できるものと期待をしているところでございます。したがって、この完成によりまして、今後具体的な計画策定を検討することになると思っておりますが、この本

来の目的に加えまして、河川改修、護岸、樋門の改修、強制排水ポンプの設置等による対策のこのもとになるものだというふうに思っております。

地震につきましては、関係機関、関係部署と協議をいたします。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 齊藤産業建設部長。

産業建設部長（齊藤 正明君） 危険ため池、特に個人ため池ということで御指摘をいただいておりますが、周防大島町の危険ため池、先ほど町長の答弁の中に、12カ所という答えがありました。合併時点での調査なんです、共同の箇所が10カ所、個人のもので5カ所ございました。計15カ所でしたが、既に現時点で改修済みが2カ所ということで、これは個人のもので共同のもので1カ所ずつの2カ所改修済みでございます。で、1カ所については廃止ということで、ため池の土手を決壊して管理しておるという状態でございますので、これが12カ所ですが、そのうちの内訳ですが、共同が8カ所、個人が4カ所ということで、一応危険ため池としてのとらえ方ですが、個人、共同合わせまして12カ所というとらえ方をしております。

先ほどもありましたように、6月9日、10日に、ため池管理者と町の3課で巡回をし、情報の共有化を図ったところでございます。今後におきましても、定期的に巡回点検等をいたしまして、災害に備えたいというふうに考えております。

また、改修ということになりましたら、負担金とか所有者の全員の了解というのをとることでございますので、その辺が整いましたら、前向きに改修の方に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） じゃ危険ため池の件、要望、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと最後に、備蓄状況の中で、先ほどいろいろと毛布等々いろいろと御説明をいただきまして、食糧に関しても県等々またいろいろの話の進み具合と、それとメモがちょっと間に合わなかったんですが、民間と調整という形で答弁をいただいておりますけれども、やはり大規模の災害が起きたとき、これはやはりそういったものが検討されて手元に届くまで 届くまでというのはやはりこう、それはやっぱり本当に不測の大きな災害があったときには、やはり本当にスムーズに対応がきくだろうかという部分まで、大きなものをやっぱり想定しても全くおかしくないと思うんですね。例えば、こう橋が使えなくなるとかちゅうのも本当にあるかもしれないと。

そういった中で、最低限、やはり中で非常時の食というものがあつて配給できるという部分は、やっぱりこれは賞味期限があるような品物でもありますけれども、やはり乾パンとかそういった形ででも備えておくというのは、決して無駄ではない必要なことではないかと思うわけであ

りますが、その辺についていかがなものでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 大規模災害等による食糧の供給という乾パン等でございますが、これにつきましては、平成18年の3月に作成いたしました周防大島町地域防災計画によりまして説明をさせていただきます。

まず、自主避難でございますが、これにつきましては、原則して個人の判断で食べものを持参していただいております。それで、御指摘のとおり、大規模な災害発生の場合でございますが、被災者の食料として町が炊き出しを行います。ただ、炊き出しが困難等で特に緊急を要する場合、発災直後等になるうかと思いますが、特に乾パン等でございますが、これは町から県に要請をいたしまして、県がさらに山口農政事務所に要請し、被災地に輸送措置をとるということになっております。また、副食等の供給、パンとかおにぎり、弁当、即席めん、加工品等でございますが、対策本部は災害の状況に応じまして、農協、漁協、商工会等の関係団体から調達を行うことになっております。

したがいまして、食糧等につきましては、周防大島町地域防災計画の供給計画どおりに進めるということで、町長の答弁にもありましたように、乾パン等の備蓄は現在いたしておりません。ただ、議員さん仰せのとおり、万全を期すということで、必要最低限の備蓄は必要ではないかというふうには考えておりますので、この必要最低限がどのぐらいの数値かというのは、また検討させていただきますけど、そこら辺検討、備蓄についての検討をさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 安全・安心のまちづくりに向けて、ぜひともよろしく願いたいと思います。

以上をもちまして終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で尾元議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。午後の1時まで休憩いたします。

午後0時07分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいのごさいます。それでは、再開をいたします。

一般質問を続けます。23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 省エネ、CO₂削減の取り組みについて、質問をいたします。

現在、環境問題は世界的な問題として世界各地で議論をされており、さまざまな取り組みが行

われております。その中でも砂漠化の問題や北極の氷の問題、大型台風、大型ハリケーンのたびたびの来襲など、特に温暖化の影響が大きいと言われております。北海道でも良質の米は取れ始めると聞きますし、周防大島沿岸でも南洋でしかとれなかった魚がとれたり、まれにしかとれなかった稚鯛などが数十キロ単位で漁獲されたりと、またクラゲの異常発生等があったりと、ごく身近な問題として危機感を抱く現状となっております。

CO₂削減や省エネ対策は、国レベル、世界レベルで進めていかなければならない大きな問題ではありますが、市・町単位でもすぐにでも進めていける対策はたくさんあるように思っております。このような現状の中で、周防大島町として現在の取り組みと今後の取り組みについてを質問したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、小田議員さんの省エネ、CO₂に対する御質問にお答えをいたします。

議員さん御指摘のとおり、以前から地球温暖化による地球環境への悪影響が指摘をされておりますが、地球温暖化は日常生活や事業活動から排出をされます温室効果ガスが原因となることから、すべての人々が温室効果ガスの排出を削減するライフスタイルや社会システムの構築が必要となっております。各地でさまざまな取り組みがなされております。

具体的な取り組みといたしましては、緑のカーテンの設置と、あるいはまたレジ袋削減のためのエコバッグの普及とか、あるいはノーマイカーデーの実施、またアイドリングストップ等のエコドライブの実践や啓発、職場でのクールビズやウォームビズ、冷暖房のエネルギーの削減、ライトダウンの実施、省エネ電球取りかえ促進等々が挙げられておるわけでございます。

町といたしましては、省エネ、CO₂削減など、地球温暖化対策の必要性は十分に認識をしておりますけれども、具体的には、これから取り組みを行おうとしているのが現状であるわけでございます。

その取り組みを効果的に推進するための組織といたしまして、5月30日開催の周防大島町環境衛生推進協議会におきまして、同協議会の規約を改正をいたしまして、同協議会の事業に地球温暖化対策等地球環境の保全に関する事業を追加をいたしまして、同協議会を地球温暖化対策の推進に関する法律第26条の規定による周防大島町地球温暖化対策地域協議会として位置づけたいと思っております。

今後、この協議会を母体にいたしまして、日常生活において、町民みずからが効果的な地球温暖化対策の取り組みを進めていけるように、町や各種団体等が中心となって、地球温暖化問題に対する意識や知識の高揚を図るとともに、効果的な対策についての情報提供や啓発等を行う予定にしているところでございます。

また、6月8日には、柳井地区1市4町の地球温暖化対策地域協議会が主催をいたしまして、「地球温暖化防止キックオフイベント・イン柳井」を開催をいたしまして、多くの皆さんに参加をしていただいたところであります。

これからの取り組みといたしましては、当面は町民への情報提供や啓発等が中心となりますけれども、将来的には、冒頭で紹介をいたしました各地での取り組みや対策を具体的に実践をし、今後とも町としての地球環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 大変貴重な答弁をありがとうございました。現在、地球規模で危機的な現状になっているということを広く町民に浸透させていただきまして、温暖化対策、CO₂削減対策を早急に進めていただきたいと思います。わずか2万1,000の周防大島町ではありますが、60億分の2万1,000、チャイナ・シンドロームならず、大島シンドロームが巻き起こるようにはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で小田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第2、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑が終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論をいたしたいというふうに思います。

といいますのが、この議案1号は、これからあと採決される議案7号と同体のものであります。一括して反対討論をしたいというふうに思います。

まず第1点は、今回のいわゆる補正額1億542万3,000円、これについては、財源内訳をいいますと、実は財政調整基金を取り崩す部分、そして衛生債、いわゆる借換債であります。それといわゆる一般的にいわれる再編交付金ということで、大体占められていると、約8割を占められているというふうに見られます。

歳入について、今まで一般会計、当初予算も論議したところでございますが、再編交付金をどう見るかという点は、私はずっとこれから先も言って取り上げていかなければいけない課題だと

いうふうに考えます。

といいますのが、実は議員御承知のように、この4年間で、実は一方で12億円ぐらいの交付税及び臨時財政対策債等が削られて、一方で地方自治体額に対して言うことを聞けば、いわゆる11年間かけて16億円支払うというシステムを強引につくりました。これが今裁判争いになっております守屋事務次官を先頭につくった、いわゆる地方自治体を国の配下にしてしまう恐れのある法律であります。これは今まで何回も言ったから明らかだというふうに思いますが、こういうことをやったら地方自治体本来の持っている役割、権能、これが完全に否定されてしまうということであります。

特に、地方財政が脆弱な過疎の自治体においては、これから先、かなりの部分がやられてしまう。あんたたちお金が欲しかったら国の言うことを聞きなさいという、仮に法律がこれから先、財政を含めてできてきたら、地方自治体そのものが成り立たなくなる法律の蓋然だという点が大きくあります。

また、歳入のもう一方、例えば借換債等については、私はこの間、借換債に限らず、高利の部分については繰り上げ償還しなさいということについて論議してきたんで、この点は反対するものではないというのが歳入の特徴であります。

もう一方、歳出については、実は今回、大島支所経費、いわゆる48万4,000円、いわゆる一般的にいわれる本庁舎における日直業務の廃止で、その費用をいわゆる委託するという格好になります。そうするとどうかと、午前中から災害対応、そのほかいろいろ言われておりますが、実は私は日直業務、宿直業務というのは労働組合が否定するかもわかりませんが、地域住民にとって私はある意味では必要な部分だというふうに考えております。

議案配布後、調べたところによりますと、実際的に合併後、今日直をやるのが数カ月1回入るという程度ではないかと、実質的にですね。ならば、かつて労働組合が要求があったとしても、十分住民の立場から本当に議論をした結果のいわゆる今回の補正かという点では、私は疑念を持っているというふうに考えます。

また、そのほか、例えば個別の問題でいえば、例えば私が今まで要求してきた部分、例えば街路等の設置事業1,200万円等については、それは財源が私はいつも問題だと。事業そのものについては、私はやるべき、進むべき事業だという認識をしております。その点では財源問題であります。

また、先ほど7号の過疎計画についても言いましたけど、やっぱり私たちは地方自治ですから、確かに独自の財源は非常に厳しい。しかし、国に対して国の言うままやっていたら、大変な地方自治体になるという点で警鐘を鳴らしたいという立場から、反対討論をしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。 反対討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案第7号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑が終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第7号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、派遣することは可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第5．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において、審査中の事件について会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。

2件について順次お諮りします。まず、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、3月議会でも要望的な発言をしました。言いますのが、私が請願者に対してできるだけ早くやっぱり一定の結論を出すように。それは確かに総務常任委員会の独立の中ですが、実際的にはやっぱり私は請願者に対する対応としては、やはり早く一定の結論を出していかないと、私たちの任期そのものがあと次の定例議会で終わりであります。そうすると、結論を出さないまま例えばなってしまう恐れが非常に大きいという点であります。

実際的に、私たちの議会としては、やっぱりどういう結果であれ、議会として請願の内容について一定判断を下し、早急にやっぱり請願者の方に返していただく。それが私はある意味では議会ルールではないかというふうに考えております。

ぜひ、それは確かに突き詰めて考えれば、ほいじゃ今議会中、何分何時間議論されたのか。付託に至る経過についても聞きたい点があります。しかし、あくまで私は総務常任委員会の独立性を保つということで、要望という立場で今まで発言してきました。ぜひ総務常任委員会について、やっぱり早期の結論を出されるように、ぜひ再度お願いしたいというふうに思います。

ですから、異議ありの立場から発言したいというふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） 異議がありますので、挙手により採決を行います。

委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情・要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書について、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、陳情・要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書については閉会中の継続審査とすることに決

定しました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成20年第2回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時19分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 木村 潔

署名議員 中本 博明

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員